

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和2年10月8日(木) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市中央公民館 1階 多目的ホール

3. 農業委員 10名中9名出席し、その氏名は次のとおり

太 田 修 尾 上 昭 則 野 田 稔 由 喜 門 尊
藤 原 由 果 木 下 泉 石 黒 五 月 久 山 英 之
藤 澤 美 芳

欠席委員

大 森 茂 利

4. 農地利用最適化推進委員

山 本 満 政 服 部 千 敏 松 本 英 樹 山 本 和 博
松 尾 頼 男 山 崎 徹 立 岡 元 佐 藤 辰 也
岡 崎 浩 田 中 伸 五 梶 原 太 郎 原 田 敏 一
鷹 取 美 春 大 森 幹 男 福 池 正 美 藤 原 和 正
射 越 誠 一

欠席委員

山 本 祐 章 茂 成 和 延

5. 議事に参与した者

事務局長 服部 博昭

事務局 青木 潔

事務局 坂本 隆也

6. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第4条許可申請について

第3号議案 農地法第5条許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

そ の 他

- 事務局長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより令和2年度瀬戸内市農業委員会、第7回の総会を始めさせていただきます。今回の総会が現農業委員・推進委員の各方々で行う最後の総会となります。本来であれば市長から挨拶をお願いする予定ではありますが、多忙につき出席ができないため、事務局よりお礼を申し上げます。それでは開会にあたりまして、木下会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長（会長） おはようございます。最後の総会になりますが、あいにくの雨で、お忙しい中のご参加、ご出席いただきありがとうございます。本日も複数案件がございますので、皆様の適正な審査、ご意見のほどよろしくお祈いします。
- 事務局長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数10名のうち9名ということで、なお、農業委員の大森委員、推進委員の山本委員、茂成委員からは欠席の報告を頂いております。それでは瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。以降の議事の進行につきましては木下会長よろしくお祈いします。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに由喜門委員、藤原委員、よろしくお祈いします。早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。まず、第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案資料の1頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。
- 【1番案件】**
譲受人「岡山県岡山市北区高柳東町■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「岡山県岡山市東区東平島■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「牛窓町長浜4179」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は1,649㎡。譲受人の農地までの距離は50m。耕作面積は10,644㎡となっております。家族数は2名、耕作者数は1名。取得の理由は「贈反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。
- 第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
- 第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲受人は長浜にて耕作を行っている。親戚の譲渡人へ耕作面積を増やしたい旨の相談をしたところ話がまとまった。なお、事務局と担当委員の松尾委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「邑久町山手■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。譲渡人「岡山県備前市畠田■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。農地の所在地は「邑久町山手189-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は780㎡。「邑久町山手2035-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は59㎡。譲受人の農地までの距離は300m。耕作面積は5,507㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人が高齢となり耕作ができなくなったため近くの譲受人に相談したところ話がまとまる。なお、事務局と担当

れも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲受人は現在畑作を行っており、耕作面積を増やしたいと譲渡人に相談したところ話がまとまった。なお、事務局と担当委員の岡崎委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【5番案件】

譲受人「邑久町豊原■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■■■ ■■■」。

譲渡人「岡山県津山市西下■■■■■■■ ■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。

農地の所在地は「邑久町豊原546」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は2,099㎡。譲受人の農地までの距離は1km。耕作面積は4,364.09㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、当該地の水利費は譲受人が以前より負担しており、今後耕作をしていきたいと相談したところ話がまとまった。なお、事務局と担当委員の田中委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【6番案件】

譲受人「長船町磯上■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■■■ ■■■■■■ ■■」。譲渡人「長船町磯上■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「長船町磯上571-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は454㎡。「長船町磯上571-2」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は253㎡。「長船町磯上572」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は697㎡。譲受人の農地までの距離は5m。耕作面積は4,410㎡となっております。家族数は3名、耕作者数は1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、当該地は譲受人の住む家の真裏にある土地であり、譲渡人へ譲ってもらえないか相談したところ話がまとまった。

家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人が県外に居住しており、管理ができないため譲りたいと相談したところ話がまとまった。なお、事務局と担当委員の茂成委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、松尾委員お願いします。

松 尾 委 員 1番案件についてご説明します。譲受人は長浜にて耕作を行っている。親戚の譲渡人へ耕作面積を増やしたい旨の相談をしたところ話がまとまった。また特に周辺農地への問題もないと思われま。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、2番案件について、立岡をお願いします。

立 岡 委 員 2番案件についてご説明します。■■さんが持たれている農地で、高齢になりできなくなったので、近所の■■さん相談したところ譲渡の話がまとまりました。申請地は譲受人が現在、耕作されております。今後も続けて水稻や麦を作付けされるとのことで、特に問題はありません。周辺農地への問題もないと思われま。ご審議のほどお願いいたします。

- 議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、3番、4番案件について、岡崎委員、お願いします。
- 岡崎委員 3番案件についてご説明します。譲渡人の■■さんは両親が亡くなられて、相続されましたが、将来的に耕作をされないとのことで譲渡を希望されていました。譲受人に話がついて譲渡されることになりました。現在も譲渡人の農地を耕作されており、特に問題はありません。周辺農地への問題もないと思われます。続いて4番案件についてご説明します。譲受人は畑地の耕作面積を増やしたいとのことで、話がまとまりました。特に問題はありません。ご審議のほどお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、5番案件について、田中委員、お願いします。
- 田中委員 5番案件についてご説明します。申請地は譲受人と譲渡人は親戚関係で、水利費も譲受人がこれまで負担していました。今回は譲渡の相談をしたところ話がまとまりました。特に問題はありません。周辺農地への問題もないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、6番、7番案件について、藤原委員、お願いします。
- 藤原委員 6番案件についてご説明します。譲渡人の土地が譲受人の家の裏にあり、買わせていただきますとのことで話がまとまりました。特に問題はありません。周辺農地への問題もないと思われます。続いて7番案件についてご説明します。譲受人の■■さんはこれまでこの土地を小作地として借りて耕作しておりました。今回買い取るという話で話がまとまりました。ご審議のほどお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、8番案件について、茂成委員の代読で事務局、お願いします。
- 事務局 8番案件についてご説明します。譲渡人は北海道に住まわれており、管理と耕作ができないとのことで、譲受人が見つかり相談したところ話がまとまりました。特に問題はありません。周辺農地への問題もないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。以上で担当委員さんからの意見は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
- (意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。
- ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請、1番案件から3番案件について、許可に賛成の方、挙手願います。
- (賛成者挙手)

続いて第1号議案農地法第3条許可申請4番案件について、許可に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案資料2頁目をご覧ください。第2号議案農地法第4条許可申請についてご説明いたします。

【1番案件】

申請人「邑久町豊安■■■■ ■■■ ■■■ ■」。土地の所在地は「邑久町豊原114-16」。地目は「田」。面積は579㎡。「邑久町豊原114-17」。地目は「田」。面積は79㎡。転用目的は「共同住宅」。施設の概要は「2階建て 1棟 162.55㎡」。建ぺい率は「24.70%」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米480kgとなっております。資金は、借入金が■■■円。隣地への被害はありません。なお、転用申請によるもので、農用地区域外農地で開発協議申請中であります。

場所につきましては、資料5ページをご覧ください。東中国スズキ自動車(株)スズキアリーナ東備邑久店から南へ約84mところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、田中委員をお願いします。

田中委員 1番案件についてご説明させていただきます。申請人の■■■さんが賃貸住宅をされるとのことで、周辺にも賃貸住宅と事務所があり、農用地区域外で、隣地や排水関係にも問題は特にありませんので、よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第2号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。

(全員賛同の声)

それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第2号議案農地法第4条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
続きまして、第3号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の
説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案資料3頁目をご覧ください。第3号議案農地法第5条許
可申請についてご説明いたします。

【1番案件】

譲受人「長船町長船■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。譲渡人
「岡山県岡山市東区久々井■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地
の所在地は「邑久町山田庄168-3」。地目は「田」。面積は51
4㎡。譲渡人「邑久町山田庄■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土
地の所在地は「邑久町山田庄167-3」。地目は「田」。面積は3
91㎡。転用目的は「共同住宅」。施設の概要は「2階建 1棟 22
9.69㎡」。建ぺい率は「25.36%」。農地区分は第2種農地
で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は、自
己資金が■■ ■円、借入金が■■ ■円となっております。隣地への被
害はありません。なお、所有移転によるもので10aあたり■■ ■と
なっております。また、農用地区域外農地で開発協議申請中でありま
す。場所につきましては、資料6ページをご覧ください。JA 邑久駅から北へ約230mところに位置しております。

【2番案件】

譲受人「長船町土師■■■■■■■■ ■■■■■ ■■■ ■」。譲渡人
「邑久町下笠加■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は
「邑久町下笠加236-1」。地目は「田」。面積は844㎡。「邑
久町下笠加237-1」。地目は「田」。面積は1,206㎡。転用
目的は「露天資材置場」。農地区分は第2種農地で米450kgとなっ
ております。資金は、借入金が■■ ■円となっております。隣地への
被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■
■となっております。また、農用地区域外農地で開発協議申請中であり
ます。場所につきましては、資料7ページをご覧ください。岡山学
芸館瀬戸内野球場から東に約30mのところに位置しております。

【3番案件】

譲受人「長船町飯井1318番地の1 運送業 株式会社坂本運輸
代表取締役 坂本 克善」。譲渡人「長船町飯井■■■■■■■■ ■■■
■■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町飯井1358-1」。地目は
「田」。面積は1,079㎡。「長船町飯井1361-1」。地目は
「田」。面積は193㎡。譲渡人「長船町飯井■■■■■■■■ ■■■
■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町飯井1360-2」。地目は
「田」。面積は1,242㎡。譲渡人「長船町飯井■■■■■■■■ ■■■

■ ■■ ■■」。土地の所在地は「長船町飯井1363-1」。地目は「田」。面積は1,566㎡。「長船町飯井1364」。地目は「田」。面積は1,723㎡。「長船町飯井1365-1」。地目は「田」。面積は724㎡。転用目的は「物流倉庫」。施設の概要は「平屋建 3棟 3,750㎡」。建ぺい率は「42.68%」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は、自己資金が■ ■円、借入金が■ ■円となっております。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。また、農用地区域外農地で開発協議申請中であります。また、岡山県農業会議への諮問案件にもなっております。場所につきましては、資料8ページをご覧ください。(株)坂本運輸から西に約60mのところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、立岡委員お願いします。

立岡委員 1番案件についてご説明します。■■さんと■■さんが一緒に譲渡して、■■さんが共同住宅をしたいとのこと。隣接している住宅や排水等にも特に問題なく、転用による支障もないと判断いたします。よろしくおねがいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。2番案件について、原田委員お願いします。

原田委員 2番案件についてご説明します。譲受人の現在の資材置場が狭くなり、探していたところ、譲渡人と話がまとまりました。接している住宅や町内会にも特に問題もないと判断いたします。よろしくご審議の程よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。3番案件について、福池委員お願いします。

福池委員 3番案件についてご説明します。坂本運輸さんが物流倉庫を建てたいとのこと、地域住民の方々へ説明会も行い了承を得ることができました。隣地承諾等も円滑に進み、隣接している住宅や町内会にも特に問題もなく、転用による問題はないと判断いたします。よろしくご審議の程よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第3号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。

(全員賛同の声)

それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。
第3号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。
続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料4頁目をご覧ください。
【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】

議長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。

事務局 まず、今後の総会の予定を申し上げます。11月の臨時総会については11月4日水曜日に瀬戸内市役所 2階大会議室で開催予定となっております。11月の通常総会につきましては、11月10日火曜日に瀬戸内市役所 2階大会議室で開催予定となっておりますのでおねがいします。12月の総会につきましては、12月3日木曜日に瀬戸内市役所2階大会議室で予定しておりますので、よろしく申し上げます。

議長 他にご意見・ご質問はありませんか。
それではご意見もないようですので、これをもちまして、令和2年度10月の総会を閉会とさせていただきます。
ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和2年10月8日

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員